

申請するにあたって、まずは以下の欠格要件に該当しないことをご確認ください

欠格要件

住宅宿泊事業法第25条において、住宅宿泊管理業者の登録ができない者の要件が記載されております。10及び11については、特にご注意下さい。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
4. 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
5. 暴力団員等
6. 住宅宿泊管理業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として国土交通省令で定めるもの
7. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
8. 法人であって、その役員のうち上記1～6までのいずれかに該当する者があるもの
9. 暴力団員等がその事業活動を支配する者
10. 住宅宿泊管理業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者(住宅宿泊事業法施行規則第8条参照)
直近の決算で負債の合計額が資産の合計額を超えている場合は登録できません。
11. 住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として国土交通省令で定めるもの(住宅宿泊事業法施行規則第9条参照)
 - 1) 管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制が整備されていると認められない者(★1)
 - 2) 住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制が整備されていると認められない者

(★1)以下のいずれかの書類の提出をもって「管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制が整備されている」ことを確認しております。

【事業者の免許等で証明する場合】

- ・住宅の取引又は管理に関する2年以上の事業経歴書
- ・宅地建物取引業の免許証の写し
- ・マンション管理業の登録の通知書の写し
- ・賃貸住宅管理業の登録の通知書の写し

【従業員等の資格等で証明する場合】

- ・住宅の取引又は管理に関する2年以上の職務経歴書
- ・宅地建物取引士証の写し
- ・管理業務主任者証の写し
- ・登録証明事業の証明書の写し

(賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年国土交通省令第34号)附則第2条の規定により登録証明事業による証明を受けている者とみなされる者(令和2年度までに賃貸不動産経営管理士試験に合格し、令和4年6月までに登録した賃貸不動産経営管理士)については、賃貸不動産経営管理士証の写し及び同条の講習(移行講習)の修了証の写しを提出する必要があります。)

+ 従業員が雇用されていることを証する書類(雇用契約書の写し、健康保険証の写し等)